

# 興議速報

5月25日（金） 第2回定例委員会よりご報告致します。



## ● 「PTA役員改選に関する内規」改正が行われましたことをご報告致します。

（ポイント）

- ・ 選挙や選出を公平に行う為に、選挙管理委員メンバーを6年生の保護者と本部役員で構成しました。
- ・ 定例委員会をその年の本部で設定出来るようにしました。
- ・ 会則改正に伴う変更がありました。

新内規を別紙にしてありますので、各自保管をお願いします。

## ★本部より★

### ☆PTA会費集金のお知らせ

例年通り6月、9月、1月になりますのでよろしくお願い致します。

### ☆通学路調査について

通学途中の事故が相継ぎ、連日報道されたことは、記憶に新しいと思います。全国的に通学路見直しの動きがある中、当PTAでもこの度通学路の安全点検と保護者の方の意識調査を行いたいと考えております。後日、アンケートを配布しますのでご協力の方よろしくお願い致します。

# 交通安全キャンペーンにご協力をお願いします

7月11日（水）～7月20日（金）まで

児童の安全確保のため、上記期間の旗当番はベストの着用をお願いします。同時にドライバー、通行人等への啓発も兼ねています。



## ☆夏休み着衣水泳実施のお知らせ

大矢知興譲小学校PTAでは夏休みに学校プールを使用しての着衣水泳を企画しました。これは水と触れ合う機会の多い夏の季節に、子供達が万が一、不慮の水の事故に遭った場合にも冷静に対処出来るようにすることがねらいです。衣類を着た状態での水の重さ、身動きの不自由さを事前に体験することにより、パニックに陥ることを少しでも防げるのではないかと考え企画しました。

後日、案内チラシを配布させていただきますので詳細はチラシをご覧ください。

## 環境整備作業活動が変わります

～児童参加・託児をおこないます～

今年は高学年の児童参加(任意)と未就学児の託児を行います。参加する方は、後日配布する申し込み用紙を提出して下さい。低学年は、図書室を開放します。



## 託児係募集

環境整備作業中に託児に協力して頂ける方を募集しています。  
ご協力頂ける方は、担任の先生まで連絡帳を通じてご連絡下さい。

## ☆『ご意見箱より』

「4月28日のPTA総会での副会長増員について、総会時に事前に議題が挙がっていなかったため、再度PTAにアンケート方式で聞いて欲しい」のご意見に対して…

### 【回答】

平素はPTA活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

ご意見頂きましたアンケート方式で全PTAに再度聞いて欲しいという件は、結論から申し上げますとアンケート実施の予定はございません。

事前に議題が挙がっていなかった点をご指摘頂いておりますが、総会次第に書いてない理由としては議事の内容検討と総会要項の製本作業が同時進行の作業となり別紙プリントでの提案になりました。また、PTA総会は本来、全PTA会員が参加することが前提となっており、会員は『総会において提案された議題』の承認の有無を行う権利を有しております。総会はPTAの最高意思決定機関であり、全会員がその意思を直接表明できる唯一の機会でもあります。いわば公開アンケートの場であると考えます。

しかしながら、ご意見頂きました『事前に』という件は、尊重させて頂き、次回より総会のお知らせにおいて、議事(総会に提案が予定されている内容)を掲載させて頂くようにします。貴重なご意見ありがとうございました。

# PTA役員改選に関する内規

## 第1条（選挙管理委員会）

役員改選にあたっては、次のように選挙管理委員会を組織し、運営する。

1. 選挙管理委員は定員6名とし、末子が6年生の保護者の中から各クラス1名ずつ選出し、定員に満たない場合PTA本部より追加する。
2. 選挙管理委員会の発足の時期および解散は、会長が会則第17条に規定する委員会にはかって決定する。
3. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長および選挙管理委員をもって組織する。
4. 選挙管理委員長は、会の運営および本委員会の決定事項を、会則17条に規定する委員会に報告する。
5. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長が必要に応じて招集する。

## 第2条（役員の改選）

本部役員の選出および選挙は、次のように行う。

### 1-1（役員の選出）

- (1) 立候補者は、全会員ができるものとする。ただし、現6年生PTA会員および教職員を除く。
- (2) 次期役員の選出は、立候補により選挙を行う。
- (3) 選挙は、会員(教職員を除く)の信任投票とし、有効数の過半数をもって信任とする。  
また、投票数がPTA世帯数の過半数に満たない場合は、選挙を無効とする。
- (4) 立候補者が役員の定員を上回った場合は選挙を行い、得票数上位10名の内、有効数の過半数以上をもって役員とする。
- (5) 候補者は、互選により役職を決定する。
- (6) 立候補者が役員の定員に満たない場合は、該当地区より推薦候補者を選出する。

### 1-2（該当地区推薦候補者の選出）

- (1) 新**4・5年生**の児童のいる世帯数の多い地区上位より選出する。信任次期役員が該当地区にいた場合、その該当地区は選出人数の調整を行う。  
地区推薦候補者は、現6年生PTA会員および、教職員を除く会員を対象とする。
- (2) 世帯数が同数の場合、話し合いで候補地区を選出する。
- (3) 該当地区委員は、選挙管理委員会の要請により地区委員の責任において各1名もしくは複数名を選出し、選挙管理委員会に報告する。

### 1-3（選挙管理委員会予定）

- (1) 会員および世帯数は、9月1日現在を基準とする。
- (2) 選挙管理委員会は、日程に従い立候補者の届出受け付けを行い届出締め切り後の定例委員会に報告する。
- (3) 選挙は、11月末日までに実施する。
- (4) 選挙により得られた結果は、「興譲速報」により全会員に報告する。
- (5) 選挙管理委員長は、地区推薦候補者を選出後の定例委員会に報告し承認を受けなければならない。

### 第3条（学級委員等の選任）

1. 学級委員が、その職を辞するときは、その時点で各学級において再度選出をし直す。

### 内規付則

第1条 役員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・顧問・各専門部部長によって構成される。

第2条 本内規は、PTA定例委員会によって改正することができる。

第3条 PTA会長は、選挙管理委員会結成時、選挙管理委員会を通じ選挙管理委員長に対し、本選挙の円滑な遂行と次期役員の円滑な業務遂行を目的として、本選挙方法に対し適切な助言ができる。

### 第4条（本部役員の引き継ぎ）

- ・会長は、次期役員に対し、引き継ぎを円滑に行うに必要と認めた場合は、定例委員会も含め、各活動への参加を要請することがある。

### 第5条（アドバイザーの委嘱）

#### 1-1

本部役員および、顧問以外にアドバイザーを委嘱することができる。

#### 1-2

アドバイザーは会長経験者とし、その役割は次のとおりとする。

- ・会長の要請によりアドバイスをし、その発言は参考意見とする。
- ・定例委員会の出席については、会長の要請により、アドバイザーが了解し、かつ出席する旨開催案内状に明記する。

### 第6条

本内規は、平成14年4月25日より改正施行する。

本内規は、平成20年4月26日より改正施行する。

本内規は、平成21年4月25日より改正施行する。

本内規は、平成23年10月7日より改正施行する。

本内規は、平成24年5月25日より改正施行する。